

固定資産税優遇やものづくり補助金で加点される

経営力向上計画

新規事業の計画立案で金融支援が受けられる

経営革新計画

計画作成 入門セミナー

<参加無料>

第1部 経営力向上計画を作ろう！

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資などの取り組みを記載する「経営力向上計画」の認定制度が平成28年7月からスタートしました。実質2枚程度の簡易な経営計画ですが、これがなかなかの優れもので、認定を受けた事業者には次のようなメリットがあります。

—経営力向上計画の認定によるメリット—

1. 固定資産税が3年間半額になる
2. ものづくり補助金の申請で加点される
3. 各種金融支援を受けられる

本セミナーでは、経営力向上計画の概要、メリット、作成のポイントをわかりやすくお伝えします。

第2部 経営革新計画にチャレンジしよう！

新規事業を効果的に推進するために「経営革新計画」に取り組む企業が増えています。新商品・新サービスの開発・提供、新生産方式・新販売方式の導入など、新たな事業活動に挑戦する計画(3年～5年)を作成し、付加価値や利益向上を図るものです。計画が承認されますと、経営目標到達への道筋が明確になり、社会的評価も高まります。また各種の支援策を利用することができます。

—経営革新計画の承認によるメリット—

1. 政府系金融機関による低利融資制度
2. 信用保証の特例
3. 特許関係料金減免制度
4. 販路開拓コーディネート事業

本セミナーでは、経営革新計画の概要や作成のポイントなどをお伝えします。

開催日時：平成30年1月24日(水) 13:30～16:30

開催場所：花巻商工会議所 地下2階会議室

講師：土岐経営支援事務所 代表 土岐徹朗氏(中小企業診断士)

平成14年4月土岐経営支援事務所を開設。その後製造業・商業・サービス業全般に共通する事業計画・創業計画の作成、企業体質改善の促進、作業効率性の改善、5Sの推進、資金繰りの改善等における支援・助言・診断で活躍。中小企業診断士／(一社)岩手県中小企業診断士協会理事／中小企業基盤整備機構・いわて産業振興センター登録専門家

申込・問合せ：花巻商工会議所 経営支援課(TEL0198-23-3381FAX0198-23-2324)

主催：花巻商工会議所 中小企業相談所

経営力向上計画・経営革新計画 作成セミナー 参加申込書

事業所名		従業員数	
参加者氏名		T E L	

※テキスト準備の都合上1月19日までにFAX (23-2324) にてお申し込みください。